

令和8年2月5日

土質・骨材試験の受託の再開について

(公財) 群馬県建設技術センター

1 経緯

令和8年1月22日に、当センター内の職員からの情報提供により、特定の職員が、土質・骨材試験のデータについて不適正な処理を行っていた疑いがあることが判明しました。

この報告を受けて、疑いがある職員に対して事実確認を行い、翌日から土質・骨材試験の受注を休止した上で、実態調査を進めてきました。

調査の結果、実測により求められた数値の一部を推計値に書き換えていたことが判明しましたが、修正後の試験結果（最大乾燥密度、最適含水比、修正CBR）を検証したところ、現場等へ影響がないことが確認できました。

2 調査結果

(1) 調査対象期間

- 再生骨材を使用する場合は、使用半年以内の材料試験成績書を監督員に提出する（「再生資源の利用に関する実施要領（群馬県建設工事必携）」）こととなっているため、試験結果通知の有効期間である令和7年7月1日～令和8年1月21日を対象に調査を実施。

(2) 実測数値の書き換えが判明した試験項目

- 土質試験の修正CBR試験で行う「突き固めによる土の締固め試験」

(3) 書き換えが判明した数値

- 上記試験において、供試体ごとに水分量を変えて計測する「湿潤重量+モールド(g)」と「乾燥重量+容器(g)」の実測値の一部

(4) 通知した試験結果への影響（別紙「不適正なデータ処理検証結果」参照）

- 実測値の一部が書き換えられていたことにより、この値を用いて求められる「最大乾燥密度 (Mg/m³)」、「最適含水比 (%)」の一部に相違が出ており、対象期間に当センターが受託した修正CBR試験68件のうち、15件の値が変わっていることが判明した。

(5) 現場等への影響について

① 修正CBR (%)

修正CBRの値は、現場で使用する碎石の品質が基準値を満たしていることを確認するために使用される。

「再生資源の利用に関する実施要領（群馬県 建設工事必携）」によると、再生碎石 40～0 (RC-40) の規格値は修正 CBR 30%以上（アスファルトコンクリートを含む場合は 40%以上）、高炉スラグ再生碎石 40～0 は 80%以上である。

なお、再生碎石 100～0 は修正 CBR の規定はない。

調査の結果、15 件全てについて、数値書き換え前の数値がこの規格値を上回っていることが確認できたため、現場等への影響はない。

② 最適含水比 (%)

最適含水比は、修正 CBR 試験の供試体作成時に水分量の目標値として使用される。また、現場では締固め時の散水量の目安として利用される。

修正 CBR 試験では最適含水比を目標に供試体を作成するが、±1.0%の許容範囲が設けられている。（「舗装調査・試験法便覧」E001 修正 CBR 試験方法）

調査の結果、15 件全てについて、数値書き換え前後の差がこの許容範囲に収まっていることが確認できたため、当センターが実施した試験に影響はない。

③ 最大乾燥密度 (Mg/m³)

最大乾燥密度は、公共工事において路床や路盤材として碎石を使用する際に、締固め後の地盤の品質を確認する基準値として使用されている。

「群馬県土木工事施工管理基準及び規格値」によると、現場の実測密度の規格値は以下のとおりである。

【路 体】・最大乾燥密度の 90%以上

【路 床】・最大乾燥密度の 95%以上

【下層路盤】・2,000 m²未満：1 個の測定値が最大乾燥密度の 93%以上

・2,000 m²以上 10,000 m²未満：3 個の測定値の平均が 97%以上

・10,000 m²以上：6 個の測定値の平均が 96%以上

【上層路盤】・2,000 m²未満 - 最大乾燥密度の 93%以上

・2,000 m²以上 10,000 m²未満 - 3 個の測定値の平均が 96.5%以上

・10,000 m²以上 - 6 個の測定値の平均が 95.5%以上

調査の結果、数値書き換え後の最大乾燥密度と書き換え前の最大乾燥密度の割合（%）が規格値以上であり、現場等への影響は確認されていない。

4 今後の対応

(1) お客様への対応

誤った修正 CBR 値等を通知してしまった 15 件（12 者）の皆さんには、今回の調査結果を報告させていただいた上で、正しい値に訂正した試験結果通知書を発行させていただきます。

なお、改めて試験を実施することを希望されるお客様には、無償で再試験をさせていただきます。

(2) 再発防止の対応

以下の対策を実行し、今後は公平で公正な試験を実施し、信頼される適正な結果をご提供できるよう、全力で取り組んで参ります。

① 納期の確保

全ての試験項目について、結果報告までに十分な期間を確保して受託し、試験において異常値が確認された場合には、再試験を行うなど適切な対応により適正な数値を報告します。

② 新たなシステムの導入

人為的な数値の操作や入力ミスの恐れがあった野帳への転記と、PCへの手入力作業をなくすため、「電子はかり」から直接PCに数値を取り込んで解析処理ができるシステムを導入します。

③ チェック体制の強化

「電子はかり」から出力された数値が、正しく解析処理システムに取り込まれていることを確認するため、すべての試験で、電子はかりの数値と報告書の数値を比較チェックします。

④ 新たなシステム導入までの対応

新たなシステムを導入するまでの間は、試験の段階ごとに野帳の写しをとって保管し、報告書作成時に、試験責任者が実測値の適正な処理が行われているかを確認することで再発を防止します。

以上